

# 預金払戻依頼への対応 こんなときどうする!?

ここでは、主に成年後見人からの預金払戻依頼のケースを取り上げ、対応方法を解説します。

木内清章 産業能率大学講師

## ケース①

### 未登記の成年後見人から 預金払戻しを依頼された



## 成

成年後見制度の申立後から後見開始の決定までの流れは、以下のとおりです。

- ① 申立の審理
- ② 成年後見人の選任
- ③ 後見開始の審判と確定
- ④ ②～④は、平均的に数ヶ月かかります。

審判がなされると、家庭裁判所の嘱託によって、後見の登記がなされます。この登記は、後見審判の確定日や、成年後見人・成年被後見人がだれかなどを公示するた

めのものです。

登記事項証明書は、その登記を証明するものであり、預金者が後見開始となった場合には、金融機関は預金者の後見開始の事実等を確認するために提出してもらいます。

### 審判書と確定証明書で確認

しかし、審判後、登記が完了するまでに数週間を要するため、その間に成年後見人から預金の払戻しを依頼されることもあります。

## POINT

- ・登記事項証明書の代わりに、後見開始の審判書と確定証明書を受け付ける
- ・預金者の後見が審判・確定されたことや成年後見人がだれかなどを確認

この場合には、登記事項証明書の代わりに、家庭裁判所が発行する後見開始の審判書（金融機関届出用抄本）および確定証明書を受け付けます。合わせて、成年後見人の本人確認書類を提出してもらいます。

審判書と確定証明書により、預金者の後見開始が審判・確定されたことや成年後見人がだれかなどを確認します。成年後見人の本人確認書類を突き合わせて、預金払戻しを依頼してきた人が間違いなく成年後見人であることを確認します。

なお、金融機関によっては、登記後、改めて登記事項証明書を提出してもらったことがあります。

## ケース②

### 複数いる成年後見人のうち1人から預金払戻しの依頼



## 成

成年後見人となる者は必ずしも1人とは限りません。典型的な例は、親族が身上監護を行う後見人となり、親族外の弁護士などが財産管理を行う専門職後見人となるケースです。

成年後見人が複数名いるときは、家庭裁判所はこれら数名が事務を分掌（分担）して各々の権限行使をするか、あるいは共同して権限行使をするか定めることができます。これは、家庭裁判所の進言による場合に限らず、申立によ

る場合も、審判によって確定させる性質のものです。

成年後見人が複数名選任された場合には、登記事項証明書に選任された成年後見人がすべて記載されます。登記事項証明書には「権限行使の定め目録」が添付され、これに分掌あるいは共同で権限を行使する旨が記載されます。

### 払戻権限を確認する

複数の成年後見人による分掌の場合を考えてみましょう。例えば

成年後見人が2人だけ  
1人からの依頼だな...

この場合  
どう対応したらいいんだろう？

2人の成年後見人がいて、1人が身上監護を、もう1人が財産管理を行うことになったとします。このことは、登記事項証明書に添付された権限行使の定め目録を見ることが分かります。

成年後見人の1人から預金の払戻しを依頼されたときには、この目録が添付された登記事項証明書と成年後見人の本人確認書類を提出してもらい、払戻権限のある（財産管理を担う）成年後見人であることを確認します。払戻依頼

書の署名捺印は、払戻権限のある成年後見人のみでかまいません。

一方、複数の成年後見人が共同する場合、例えば成年後見人全員が共同ですべてのことを権限行使するように定められることもあります。この場合も、目録が添付された登記事項証明書と成年後見人全員の本人確認書類を提出してもらい、共同で払戻権限がある成年後見人であることを確認します。

払戻依頼書には、原則として成年後見人全員の署名捺印が必要です。仮に成年後見人の1人の署名捺印が欠けていても、その代わりに委任状があっても、共同権限行使とは見なされず、払戻しはできません。

## POINT

- ・登記事項証明書に添付された権限行使の定め目録に分掌・共同の旨が記載
- ・分掌の場合、払戻依頼書の署名捺印は払戻権限のある成年後見人のみで可